

建設業許可申請窓口について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨年5月より、建設業許可申請窓口の一部を閉鎖しておりましたが、11月1日（月）から申請窓口の終日対応を再開します。

1 窓口受付時間について

午前9時から午後5時まで

※ 新規許可申請は、午前9時から午前11時30分まで、午後1時から午後4時までをお願いします。

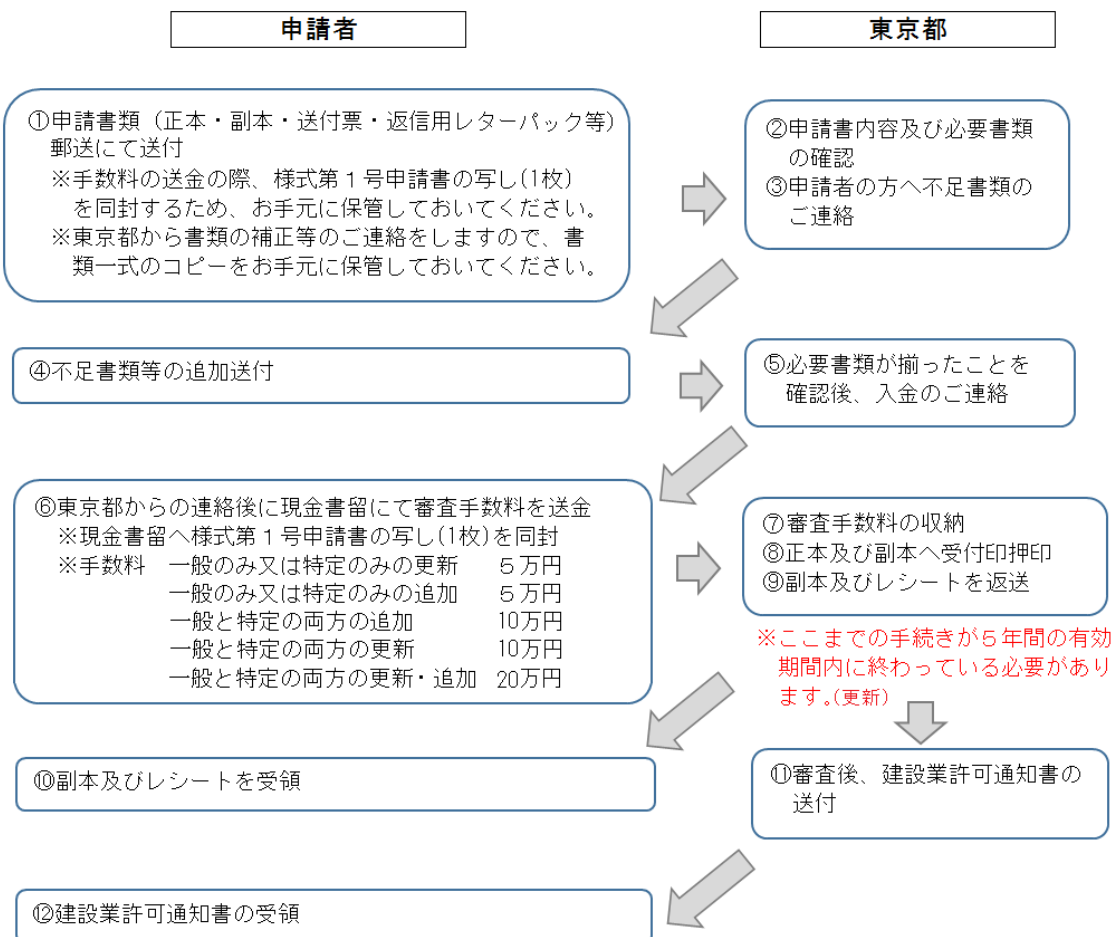
※ 手数料の納入が必要な申請に関しては、早めのお時間に御来庁願います。

2 郵送可能な申請・届出について

これまで郵送可能であった更新申請・業種追加申請等については引き続き郵送可能です。
なお、新規許可申請及び許可要件にかかる変更届のうち窓口での確認が必要となるもの等については、引き続き窓口にお越し下さい。

※ 詳細は、[こちらをご覧ください。](#)

3 更新申請・業種追加申請の郵送受付の流れ（現金書留の場合）



4 郵送する書類および宛先について

封筒へ（１）～（３）の書類を同封の上、以下の宛先までご郵送ください。

- （１）建設業許可申請送付票兼審査票 ※必要事項をご記入ください
- （２）それぞれの正本（別とじ含む）、副本、確認資料、電算入力用紙
- （３）副本返信用の封筒・レターパック ※返信先を記入してください

※確認資料はお返ししません。手引きに「原本提示」と記載している書類の原本は送らないようにしてください。

※副本は記入された宛先へ返送します。記入間違いのないよう、事前に十分ご確認ください。

※同一申請者の書類は全て同封してください。決算報告とそれ以外を別々に送付する等のないようお願いいたします。
その中で、更新申請・業種追加申請・変更届・決算報告は別々に分けてください。たとえば更新申請の中に変更届を混ぜたりしないでください。（更新追加一本化が可能な場合は、これについては1つの申請書とします）

※副本以外に送付者控えへの受付印の押印等を求める場合は、送付票に【控え在中】と朱書きしてください。

（送付先）下記を切り取って封筒へ貼って送付してください。

※宛先の担当（1番・2番）および封入されている書類について、□のチェックボックスへチェックを入れてください。また、許可番号および許可年月日等の記入をお願いいたします。

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都都市整備局市街地建築部建設業課

審査担当 □1番窓口宛 □2番窓口宛 ←✓をつけてください

※下線の箇所に記入してください。

【許可番号 第_____号】

【許可年月日 _____年____月____日】

【更新 追加 申請書類在中】

【経管専技等 役員等 変更届出書類在中】

【全部廃業届在中】

【決算報告書____期分在中】

【補正書類在中】（担当_____宛）

✓をつけてください

<宛先の書き方>

- ① 更新申請のみ、または更新申請+決算報告+許可要件にかからない変更のみである場合
【2番窓口宛】に✓、【許可番号】【許可年月日】を記入、【役員等】に✓
更新申請を含む場合は【更新】に✓
決算報告を含む場合は【決算報告書____期分在中】に✓と期数を記入
- ② 決算報告のみ、または決算報告書+許可要件にかからない変更のみである場合
【2番窓口宛】に✓
【許可番号】に記入
【決算報告書____期分在中】に✓と期数を記入
- ③ 全部廃業届のみである場合
【2番窓口宛】に✓、【全部廃業届在中】に✓
- ④ 許可要件にかかる変更や郵送可能な業種追加申請を含む場合
【1番窓口宛】に✓、【許可番号】【許可年月日】を記入、【経管・専技等】に✓
更新申請を含む場合は【更新】に✓、追加申請を含む場合は【追加】に✓
決算報告を含む場合は【決算報告書____期分在中】に✓と期数を記入
- ⑤ 建設業課の担当者から補正書類の指示があった場合
【許可番号】【許可年月日】を記入
【補正書類在中】（担当_____宛）に✓と担当者名を記入

5 郵送に当たっての注意事項

- (1) 送料は、申請者の負担となります。
- (2) 書類等は個人情報が含まれるものがあるため「3. 許可要件にかかる変更～5. 業種追加申請」を含む場合は、必ず書留（簡易書留を含む。）またはレターパックにより送付してください。

郵便事故に関し、当課は責任を負いかねますので、御了承ください。

- (3) 返送時に料金不足である場合、不足分の切手を追加で送付いただく必要があります。
- (4) 送付については、事業者ごとにご送付いただくようお願いいたします。別の事業者の書類等や経営事項審査の申請書類との合封は行わないで下さい。

決算報告書のみをご送付いただく場合は、複数の事業者の分を1つの封筒で送付可能です。ただし、他の変更や更新申請等を直近に控えている事業者の決算報告書については、可能な限り1事業者の分にまとめてください。

- (5) 郵送する前に「[建設業許可（申請・変更）の手引](#)」をよくお読みの上、必要な書類をご確認ください。

※更新申請・業種追加申請に必要な書類はP18～19、変更届に必要な書類はP74～81です。

※更新申請・業種追加申請は、事前審査後に手数料の送金が必要となります。現金書留により送金する場合は[こちら](#)をご確認ください。

- (6) 現金書留による手数料の送金の際は、様式第1号申請書の写し(1枚)を同封していただくため、お手元に保管しておいてください。
- (7) 現金書留による場合、東京都からの連絡前に手数料を送金しないようご注意ください。
- (8) 書類不備等で連絡する場合があります。正本・副本とは別に、書類一式のコピーをお手元に保管しておいてください。
- (9) 郵送により専任技術者の資格者証等の原本確認を行わなかった許可業者につきましては、更新手続き等、来庁による申請の際に資格証の原本確認を別途行うことがありますので、ご了承ください。
- (10) 令和2年10月1日より、社会保険への加入が要件となりました。未加入の事業者は更新申請を受付することができませんので、以下のお知らせをご確認ください。

(お知らせ) <https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/pdf/r2kaisei-syaho.pdf>

6 郵送の詳細、送付票、手数料の送金方法及びQ & Aは下記をご確認下さい。

(郵送方法等) https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/R2_yuusoutaiou.html

(送付票) https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/pdf/R2_souhushinsa.pdf

(現金書留) <https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/pdf/tesuuryousoukin.pdf>

(Q & A) https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/pdf/R2_kaisei_qa.pdf

■お問い合わせ先■

東京都都市整備局市街地建築部建設業課審査担当

03-5321-1111（代表） 内線番号：30-661、30-666、30-693